

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 15 号議案 沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例

【議案提出の理由】

本県畜産の生産基盤を強化し、畜産物の安定供給を図ることを目的として、沖縄県畜産生産基盤強化支援基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。 (第 1 条から第 7 条まで)
- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 (附則)

【説明】

沖縄県畜産生産基盤強化支援基金（仮称）の設置（案）

現状課題	○資材価格の高騰等に伴う経営環境の悪化により 本県畜産は生産基盤が縮小しており 良質な畜産物の安定供給が懸念される。
目的	○本県の畜産の生産基盤の強化し、持続可能な畜産業の発展を推進することで、良質な畜産物の安定供給を図る。

沖縄県畜産生産基盤強化支援基金の内容

基金事業
R8-
R12

13業
20億円

事業効果

- 種畜導入支援事業
能力に優れている家畜の導入に対する支援に取り組み、生産性の向上を図る。
 - 家畜改良支援事業
遺伝子解析技術や繁殖技術を活用し、生産性の高い家畜の改良に取り組み、生産性の向上を図る。
 - 畜産環境対策事業
環境保全対策、耕畜連携の推進に取り組み、環境に配慮した持続的な畜産経営の確立を図る。
 - 家畜衛生対策事業
家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組み、家畜防疫体制の強化を図る。
 - 飼料増産事業
飼料の増産体制の強化に取り組み、飼料基盤の拡大を図る。
 - その他生産基盤強化・畜産物安定供給事業
畜舎等整備に係る計画の策定支援等に取り組み、生産基盤の強化を図る。
- ・家畜導入・改良その他生産基盤の強化を推進し、生産性の向上による収益性の改善・生産意欲向上
・防疫衛生・環境対策による持続可能な経営
・良質な県産畜産物の安定的な供給



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 16 号議案 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの施設利用料金の基準額の適正化を図る必要がある。

【議案の概要】

- 各会議室、研究室および実証室の使用料の額を改める。
- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日に施行する。

【説明】

利用料金の基準額は下記の通り改める。

種別	単位	現行料金	改定後料金(案)
第 1 会議室	時間	610円	730円
第 2 会議室	時間	450円	540円
第 3 会議室	時間	680円	820円
小会議室	時間	110円	130円
研修室	時間	1,060円	1,280円
研究室	m ² /月	2,200円	2,310円
実証室	m ² /月	830円	850円

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター（うるま市州崎）※平成 15 年開設

健康食品やヘルスケア分野などのバイオベンチャー企業等の研究開発や新商品の製品化へつなげる実証開発を行うインキュベート施設。

※令和 7 年 11 月末現在、15 社が入居。（入居率 100%）



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 17 号議案 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄県立職業能力開発校の教室の使用料について、額の適正化を図る必要がある。

【議案の概要】

- 1 教室の使用料の額を改める。 (別表関係)
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 (附則)

【説明】

県立職業能力開発校の教室を外部の団体等が利用する際の使用料について、1 時間あたり「150 円」を「220 円」に改める。

【参考】

沖縄県立浦添職業能力開発校

昭 54 年 4 月設置
浦添市大平 531 番地
敷地面積 32,541.24 m²
建物面積 8,031.14 m²



沖縄県立具志川職業能力開発校

昭和 51 年 4 月設置
うるま市字兼箇段 1945 番地
敷地面積 55,730.56 m²
建物面積 7,818.53 m²



提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第 18 号議案 沖縄県宿泊税基金条例

【議案提出の理由】

宿泊税の税収を安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、沖縄県宿泊税基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

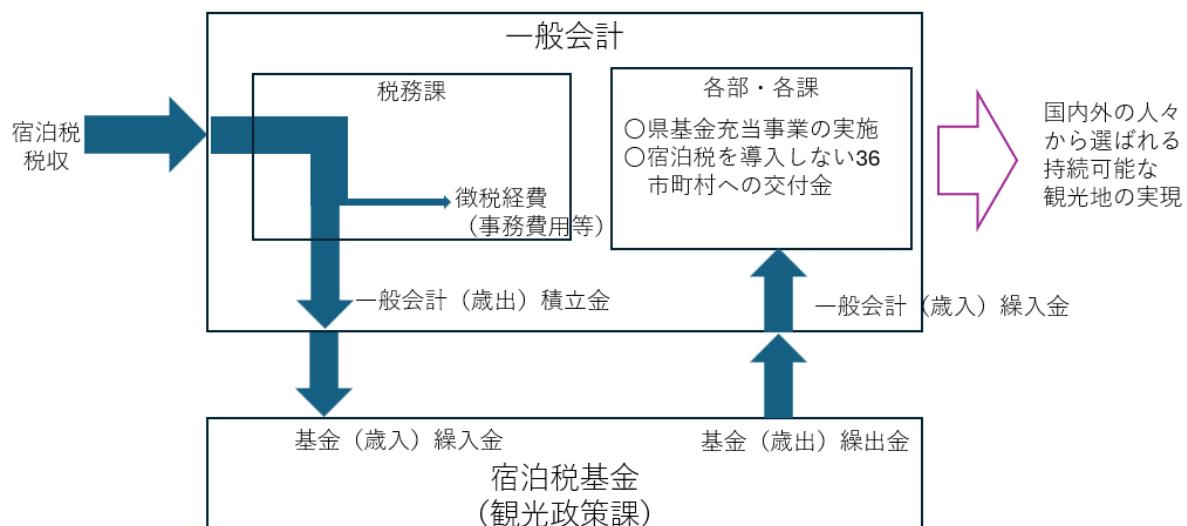
【議案の概要】

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、沖縄県宿泊税条例の施行の日から施行する。

【説明】

基金を活用して実施する事業

- 1 安全・安心で快適な観光を実現（観光危機管理、海の安全）するための事業
- 2 県民・県内観光事業者・旅行者にとって満足度の向上に向けた受入体制を充実強化するための事業
- 3 環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりをするための事業
- 4 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興をするための事業
- 5 地域社会の持続的な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした観光旅行を促進するための事業
- 6 市町村（宿泊税を課す市町村は除く）が行う観光の振興を図るための事業に対する交付金の交付事業



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 19 号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

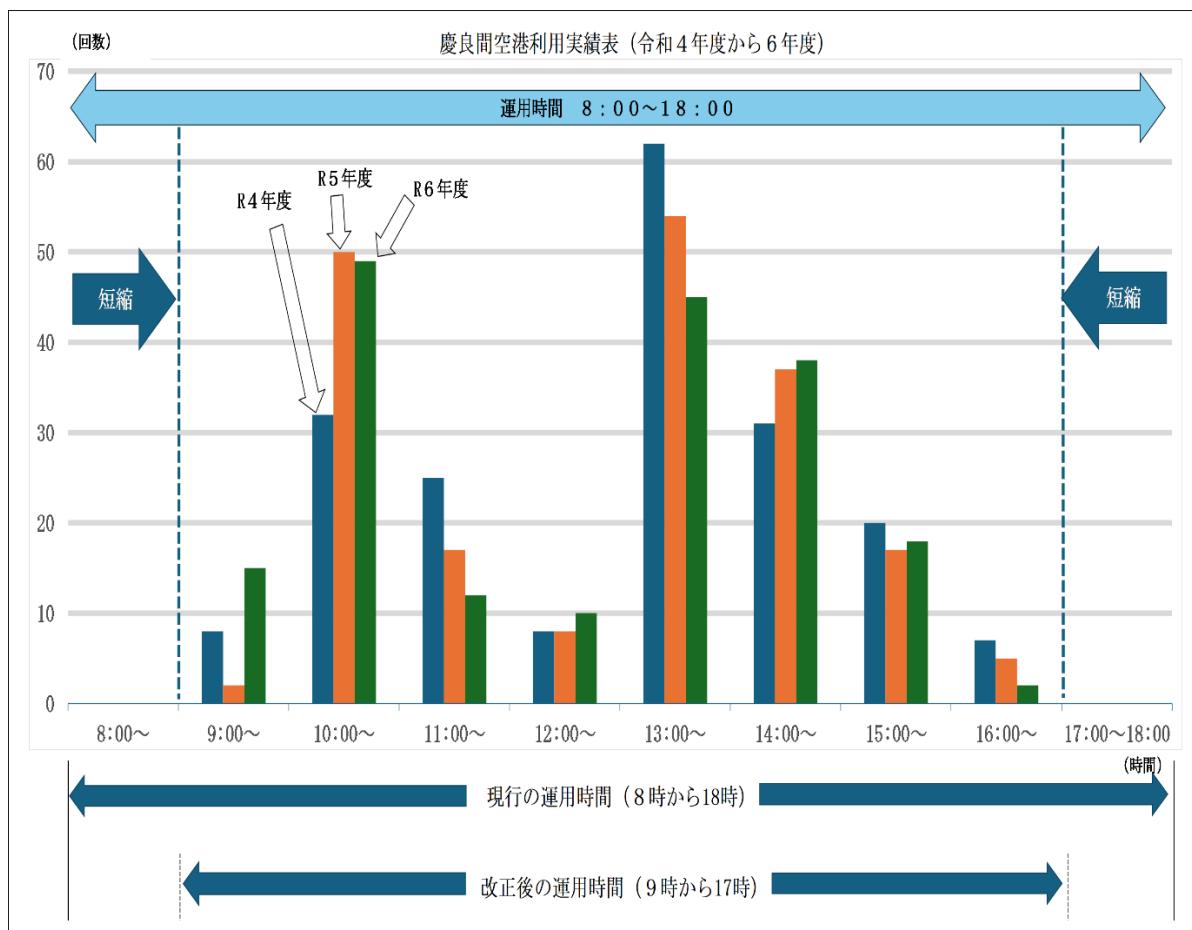
慶良間空港の利用実態を踏まえ、運用時間を短縮する必要がある。

【議案の概要】

- 条例第3条第1項の表中、慶良間空港の「8時から18時まで」を「9時から17時まで」に改める。
- この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

【説明】

- 慶良間空港の運用時間を8時から18時までと規定している。
- 運用時間中、9時前及び17時以降は年間を通して利用実績がほとんどなく、空港管理を移譲している座間味村から運用時間短縮の要望がある。
- 同空港の管理運営の適正化を図るため、運用時間を9時から17時までに改める。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 20 号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

都市公園において業として動画を撮影することに係る利用料金の基準額を定めるとともに、都市公園法第 5 条第 1 項の規定に基づき公園管理者以外の者が管理することとなる奥武山公園の多目的広場に係る規定を整理する等の必要がある。

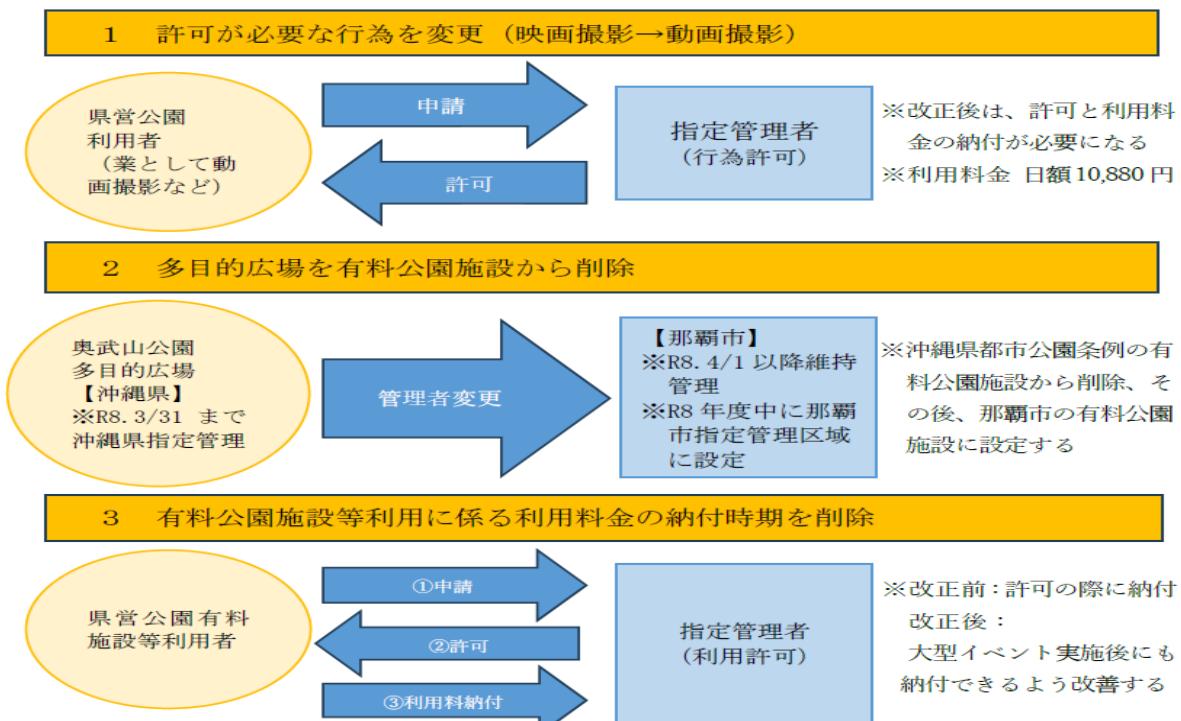
【議案の概要】

- 1 県営公園利用者について、許可が必要な行為を変更する。
- 2 奥武山公園多目的広場を有料公園施設から削除する。
- 3 有料公園施設等利用に係る利用料金の納付時期を削除する。

【説明】

- 1 沖縄県都市公園条例第 4 条第 1 項第 2 号にて、指定管理者から許可を受けなければならない行為を定めているが、近年の撮影に係る状況変化を踏まえ、行為対象を明確にするために映画撮影の項目を動画撮影に変更する。
- 2 沖縄県都市公園条例第 22 条にて、有料公園施設等を定めているが、令和 8 年 4 月 1 日から奥武山公園の指定管理区域が変更されることに伴い、一部施設（多目的広場）は那覇市が管理を行うため、当該施設を削除する。
- 3 沖縄県都市公園条例第 25 条第 1 項にて、有料公園施設等の利用に係る利用料金の納付を定めているが、納付時期を削除することで、指定管理者における施設管理運用の柔軟化を図る。

【議案の概要】



提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第 21 号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

災害復旧等のため他の地方公共団体等から派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給できるようにする等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 手当の種類に災害派遣手当を新設する。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

1 災害派遣手当の新設

今後、大規模災害が発生した場合、災害対策基本法の規定に基づき、災害復旧等のため、他の地方公共団体から中長期的に職員派遣を受け入れなければならない状況も想定される。

このため、企業局において派遣を受け入れたときに、知事部局において受け入れたときと同様に、派遣職員に対する災害派遣手当の支給を可能にするため、同手当を新設する。

2 その他所要の改正

特地勤務手当に準ずる手当に係る規定の整理等

提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第 22 号議案 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国及び他の都道府県の状況を考慮し、最低賃金に相当する額を下回らない給与水準を確保するための手当を設けるほか、災害派遣手当を支給できるようにする等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 病院事業局職員の給与について、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、特地勤務手当に準ずる手当の改定等、諸手当の改正を行うほか、災害派遣手当を新設する。
- 2 この条例は、公布日から施行する。ただし、一部の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

- 1 公民較差を踏まえた改正
 - (1) 手当
 - ア 特地勤務手当に準ずる手当に係る規定の整理
 - イ 職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置
- 2 災害派遣手当の新設
今後、大規模災害が発生した場合、災害対策基本法の規定に基づき、災害復旧等のため、他の地方公共団体から中長期的に職員派遣を受け入れなければならない状況も想定される。
このため、病院事業局において派遣を受け入れたときに、知事部局において受け入れたときと同様に、派遣職員に対する災害派遣手当の支給を可能にするため、同手当を新設する。

提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 23 号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改める。
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年度教職員定数等

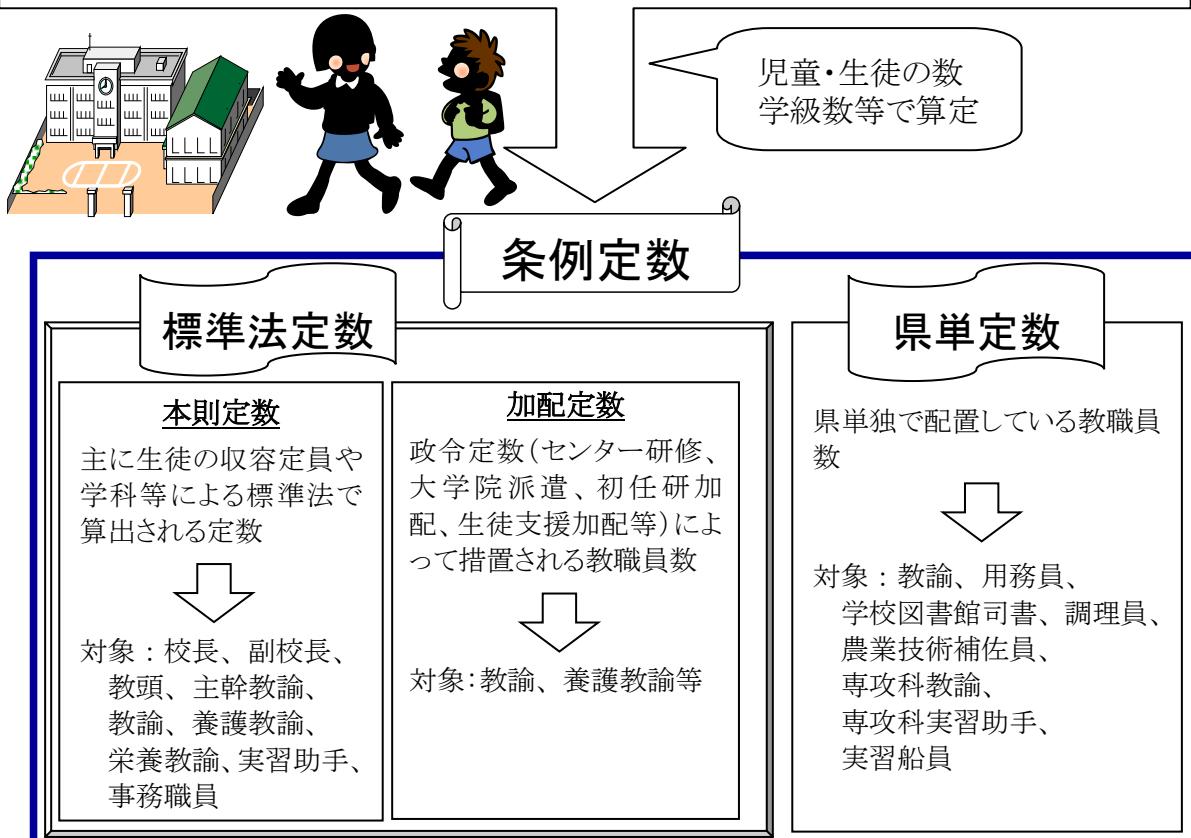
(単位:人)

区分	R8 定数	R7 定数	増減	増減の主な理由
1 県立高等学校	3,992	3,988	4	収容定員減、特例定員加配増
2 県立特別支援学校	1,912	1,875	37	学級数増
3 県立中学校	69	63	6	標準学級数増
4 市町村立小・中学校	11,249	11,120	129	標準学級数・通級対象者数増
合計	17,222	17,046	176	

【説明】

教職員定数算定の基礎

- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」
- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律施行令」
- 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」
- 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準法に関する法律施行令」



提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 24 号議案 沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例

【議案提出の理由】

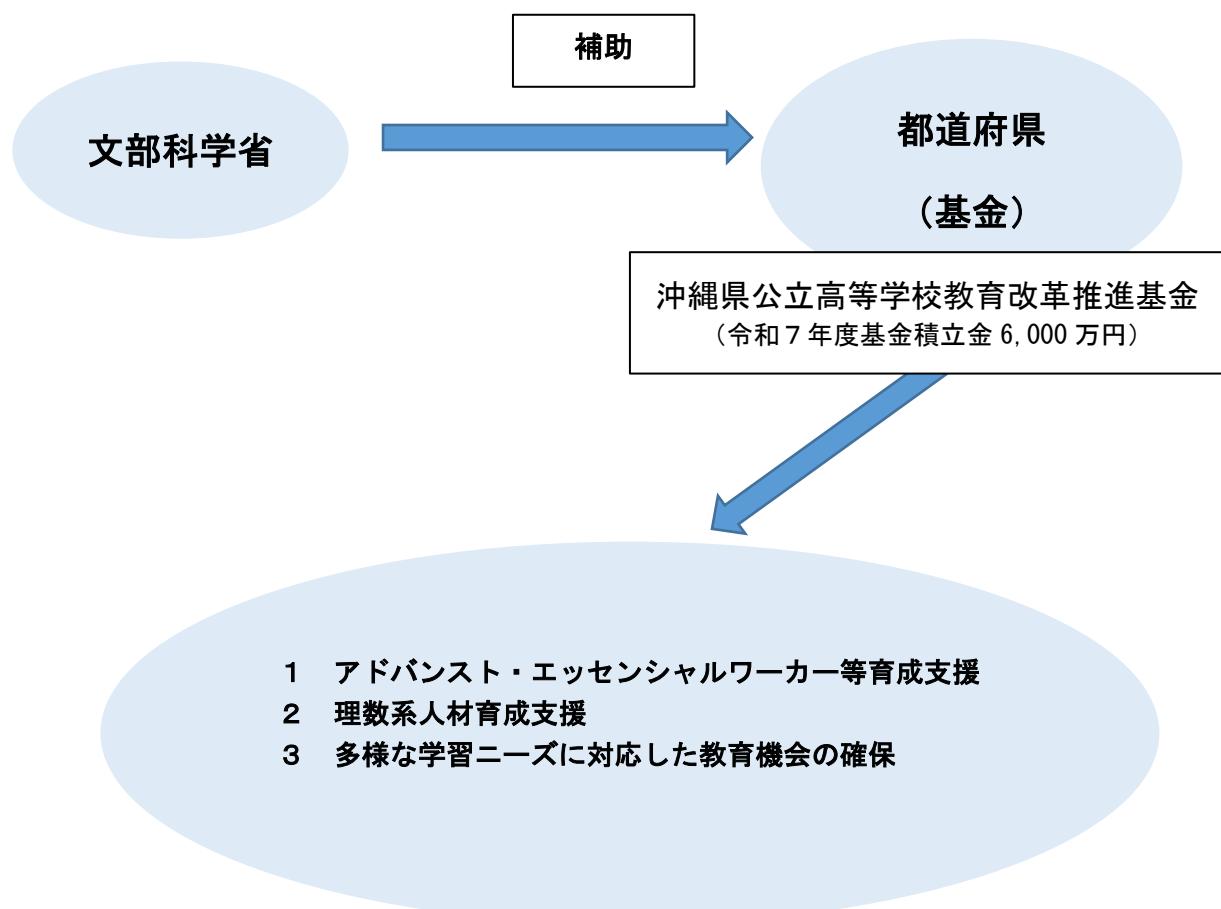
公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革を推進することを目的として、沖縄県公立高等学校教育改革推進基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。（第 1 条から第 7 条まで）
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

沖縄県公立高等学校教育改革推進基金を設置し、高等教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及するために要する経費に充てる。



提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 25 号議案 沖縄県部活動大会参加支援基金条例

【議案提出の理由】

中学校、高等学校等の生徒の部活動に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。(第 1 条から第 7 条まで)
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)

【説明】

学校体育団体・学校文化団体へ補助金を交付し、中学生及び高校生が団体主催、共催大会の参加に要する費用を補助する。

1 対象

県中体連、県高体連、県特体連、県中文連、県高文連に加盟している学校の生徒

2 対象となる大会

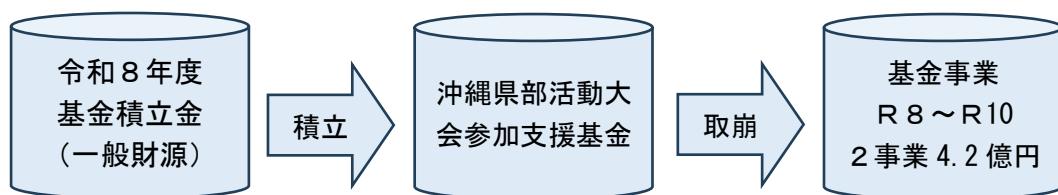
県中体連、県高体連、県特体連、県中文連及び県高文連その他規則で定める団体が実施する県大会、九州及び全国大会

3 補助対象経費

上記大会参加に要する航空(船)賃、宿泊費

4 補助額

定額



提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 26 号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

青少年の家の施設の利用料金の基準額の適正化を図るほか、附属設備の利用料金の基準額を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 施設の利用料金の基準の適正化を図る。(別表第 1 関係)
- 附属設備の利用料金の基準額を定める。(別表第 2 関係)
- その他所要の改正を行う。(第 15 条関係)
- この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。(附則)

【説明】

【現基準額】

区分		単位・基準額
宿泊室	児童・生徒	1人1泊につき 320円
	一般・学生	1人1泊につき 630円
キャンプ場	児童・生徒	1人1泊につき 150円
	一般・学生	1人1泊につき 260円
研修室及び 及び訓練室	児童・生徒	1室1時間につき 150円
	一般・学生	1室1時間につき 370円
プレイホール	児童・生徒	1時間につき 370円
	一般・学生	1時間につき 730円

※児童・生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として利用する場合、施設利用料金は免除。

※各施設の利用料金は、基準額の 70%～130% の範囲内で指定管理者が定める。

【新基準額(案)】

施設利用料金

区分		単位・基準額
宿泊室	児童・生徒	1人1泊につき 480円
	一般・学生	1人1泊につき 940円
キャンプ場	児童・生徒	1人1泊につき 220円
	一般・学生	1人1泊につき 390円
研修室等(小)	児童・生徒	1室1時間につき 120円
	一般・学生	1室1時間につき 240円
研修室等(中)	児童・生徒	1室1時間につき 240円
	一般・学生	1室1時間につき 490円
研修室等(大)	児童・生徒	1室1時間につき 480円
	一般・学生	1室1時間につき 980円
プレイホール及び 体育館	児童・生徒	1時間につき 550円
広場	児童・生徒	1面1時間につき 250円
	一般・学生	1面1時間につき 510円
シャワー室		1回 100円

附属設備利用料金

区分	基準額
音響映像器具	250円以内で教育委員会規則で定める額
冷房設備	510円以内で教育委員会規則で定める額

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 27 号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、警察官の定員を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 警察官の定員を改める（第 2 条関係）
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（附則）

【説明】

- 1 サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、全国の地方警察官が 475 人増員され、そのうち、70 人が沖縄県警察に配分された。
- 2 地方警察職員の定員は、警察法第 57 条第 2 項の規定により、条例で定めることがとされていることから、条例に規定されている警察職員の定員を改める必要がある



条例の現行		条例の改正案	
警察官	2,928人	警察官	2,998人
警察官以外の職員	311人	警察官以外の職員	311人
警察職員	3,239人	警察職員	3,309人

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 28 号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

安全対策優良海域レジャー提供業者の指定に係る手数料の負担の適正化を図るため、手数料の納付時期等を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 安全対策優良海域レジャー提供業者審査手数料及び安全対策優良標示交付手数料の納付時期を定める。（第3条関係）
- 2 安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料を廃止し、安全対策優良海域レジャー提供業者審査手数料及び安全対策優良標示交付手数料を新設する。（別表第12関係）
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第2項）

【説明】

- 1 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第54号）第34条の規定により、海域レジャー提供業者（以下「申請者」という。）から安全対策優良事業者指定の申請を受理したときは、沖縄マリンレジャーセイフティービューロー（県警察が指定に係る審査を委託している一般財団法人をいう。以下「OMSB」という。）等が申請者の安全対策の実施状況について審査をしている。
- 2 OMSBに審査を委託したときは、委託料として1件当たり7,872円を支払っているところ、審査手数料について、現行条例では、「指定を受ける際に納付しなければならない。」と規定されており、審査の結果、合格の場合は、申請者に安全対策優良標示等を交付する際に指定手数料（県証紙8,400円）を徴収するものの、不合格であった場合は、手数料を徴収することはできないため、県警察から委託料を支払っている。
- 3 事務の手数料を適正に徴収するため、条例を改正する必要がある。

安全対策優良海域レジャー提供業者の審査及び指定に係る経費

審査手数料	人件費	110円
	消耗品費	3円
	印刷製本費	9円
	審査委託費	7,872円
	合 計	7,994円 ≈ 8,000円

安全対策優良標示手数料	人件費	55円
	消耗品費	8円
	印刷製本費	337円
	合 計	400円

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 29 号議案 工事請負契約について(本庁舎(行政棟)改修工事(機械 1 工区))

【議案提出の理由】

本庁舎(行政棟)改修工事(機械 1 工区)の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 1 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 本庁舎(行政棟)改修工事(機械 1 工区) |
| 2 契約の方法 | 随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号) |
| 3 契約金額 | 1,581,800,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 桐和空調設備(株)・(有)広設備工業特定建設工事共同企業体 |

【説明】

本庁舎行政棟は、平成 2 年の竣工から 35 年以上が経過し老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化、省エネ化、県民の利便性向上、執務環境の改善を目的として、改修を行う。

本工事は、劣化した空調換気設備、消火設備の更新及びトイレのバリアフリー化等を行う機械設備工事である。

工 期 :

議会で議決があった旨を通知した日の翌日から令和 13 年 3 月 31 日まで

施工範囲 :

北棟: 14 階、12 階、9 階、6 階、3 階、2 階、1 階、南棟: 12 階、9 階、6 階

改修後イメージ

【事業期間】

令和 5 年度～令和 12 年度

【事業規模】

8 年間の概算で約 220 億円

- 改修工事 約 185 億円
- 什器調達 約 21 億円
- 引っ越し等 約 15 億円

【改修概要】

- 衛生設備の更新
- 空調換気設備の更新
- 消火設備の更新



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 30 号議案 工事請負契約について(本庁舎(行政棟)改修工事(機械 2 工区))

【議案提出の理由】

本庁舎(行政棟)改修工事(機械 2 工区)の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 1 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1 契約の目的 | 本庁舎(行政棟)改修工事(機械 2 工区) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1,578,500,000 円 |
| 4 契約の相手方 | ヤシマ工業(株)・(有)三崎工業特定建設工事共同企業体 |

【説明】

本庁舎行政棟は、平成 2 年の竣工から 35 年以上が経過し老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化、省エネ化、県民の利便性向上、執務環境の改善を目的として、改修を行う。

本工事は、劣化した空調換気設備、消火設備の更新及びトイレのバリアフリー化等を行う機械設備工事である。

工 期 :

議会で議決があった旨を通知した日の翌日から令和 13 年 3 月 31 日まで

施工範囲 :

北棟: 13 階、11 階、8 階、5 階、南棟: 14 階、11 階、8 階、5 階、2 階、1 階

改修後イメージ

【事業期間】

令和 5 年度～令和 12 年度

【事業規模】

8 年間の概算で約 220 億円

- 改修工事 約 185 億円
- 什器調達 約 21 億円
- 引っ越し等 約 15 億円

【改修概要】

- 衛生設備の更新
- 空調換気設備の更新
- 消火設備の更新



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 31 号議案 工事請負契約について(本庁舎(行政棟)改修工事(機械 3 工区))

【議案提出の理由】

本庁舎(行政棟)改修工事(機械 3 工区)の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 1 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 契約の目的 | 本庁舎(行政棟)改修工事(機械 3 工区) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1,397,000,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 三栄工業 株式会社 |

【説明】

本庁舎行政棟は、平成 2 年の竣工から 35 年以上が経過し老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化、省エネ化、県民の利便性向上、執務環境の改善を目的として、改修を行う。

本工事は、劣化した空調換気設備、消火設備の更新及びトイレのバリアフリー化等を行う機械設備工事である。

工 期 :

議会で議決があった旨を通知した日の翌日から令和 13 年 3 月 31 日まで

施工範囲 :

北棟 : 10 階、7 階、4 階、地下階、南棟 : 13 階、10 階、7 階、4 階、3 階

改修後イメージ

【事業期間】

令和 5 年度～令和 12 年度

【事業規模】

8 年間の概算で約 220 億円

- ・改修工事 約 185 億円
- ・什器調達 約 21 億円
- ・引っ越し等 約 15 億円

【改修概要】

- ・衛生設備の更新
- ・空調換気設備の更新
- ・消火設備の更新



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第32号議案 工事請負契約について（沖縄県道路照明灯一斉LED化事業）

【議案提出の理由】

沖縄県道路照明灯一斉LED化事業の契約を締結することについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1 契約の目的 | 沖縄県道路照明灯一斉LED化事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 1,552,100,000円 |
| 4 契約の相手方 | 代表構成員 岩崎電気株式会社
構成員 株式会社沖電工 |

【説明】

本事業は沖縄本島及び離島における県管理道路の既設道路照明灯の調査、設計、LED灯具への取り替えを行うものである。

また、LED灯具へ取り替え後、維持管理、省エネルギー等の削減量の保証、省エネルギー量を把握するための計測・検証等を包括的エネルギーサービスとして10年間行うものである。

